

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月十三日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育委員会規則第九号

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和五十七年佐賀県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「推薦入学に」を「入学者選抜に」に改め、同項第五号中「佐賀県立佐賀東高等学校全日制課程普通科体育コース及び」を削り、同項第六号を次のように改める。

六 特色選抜による入学者選抜（指定校枠に係るものに限る。）

附則第三項中「に隣接する」を「以外の」に、「コース」を「学科及び同項第五号に規定するコース」に、「及び同項第五号」を「、同項第六号」に、「運動部推進指定校推薦入学」を「入学者選抜」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の規定は、平成二十四年四月一日以後に佐賀県立高等学校に入学する者から適用する。